

中国大学バレーボール連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、中国大学バレーボール連盟（以下「本連盟」という。）と称する。
英文の名称は Chugoku University Volleyball Association とする。

(事務局)

第2条 本連盟は、事務局を全日本大学バレーボール連盟（以下「全日本学連」という。）規約第5条に定める中国地区内のいずれかに置く。

(連盟の組織)

第3条 本連盟は、中国地区内に設置される県大学バレーボール連盟（以下「県学連」という。）を以て組織する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本連盟は、県学連を統括・代表し、大学バレーボールの普及・振興を図り、バレーボールを通して学生の心身の健全な発達と明るく豊かな学生生活並びに人格の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本連盟は、本連盟規約第4条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 中国大学バレーボール男女リーグ戦の主催
- (2) 各県学連間における競技会の開催
- (3) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 加盟・登録及び退会

(加盟大学の義務)

第6条 本連盟の加盟大学は、全日本学連並びに本連盟が掲げる規約を遵守しなければならない。
2 本連盟の加盟大学は、(公財)日本バレーボール協会・全日本学連及び本連盟が主催または主管する競技会に出場する場合、本連盟に有効登録された部員をもって、チームを構成しなければならない。
3 本連盟の加盟大学は、国際交流（海外遠征、合宿及び外国チームの招待等）を行う場合は、事前に本連盟に届出なければならない。

(加盟及び加盟金)

第7条 本連盟に加盟を希望する大学は、学校教育法による大学またはこれに準ずる大学のバレーボール部で、かつ当該大学が大学を代表するバレーボール部であることを認めたものとする。なお、一つの大学で学部等の代表及び男子・女子の部を加盟させるときは、それぞれ独立チームとして取り扱うものとする。
2 本連盟への加盟は、理事会の承認を必要とする。
3 本連盟に加盟する大学は、全日本学連に登録され、全日本学連規約及び本連盟規約に定められた加盟金をそれぞれに納入しなければならない。
4 納入された加盟金は、理由のいかんを問わず返還しない。

(登録及び登録料)

第8条 本連盟への加盟大学は、全日本学連規約及び本連盟規約に定められた登録料を添えて、規定の登録書式により登録しなければならない。
2 納入された登録料は、理由のいかんを問わず返還しない。

(退会)

第9条 本連盟から退会をしようとする加盟大学は、書面をもって退会届を本連盟に提出しなければならない。なお、本連盟の退会にともない全日本学連より自動的に退会することとなる。

2 本連盟からの退会は、理事会の承認を必要とする。

3 本連盟の登録手続きを登録期限以降も無断で行わない大学は、自動的に退会することとなる。

第4章 役員

(役員の数)

第10条 本連盟に下記の役員を置く。

(1) 名誉会長		1名
(2) 顧問		4名
(3) 参与		5名
(4) 会長		1名
(5) 副会長		1名
(6) 理事長		1名
(7) 副理事長		2名
(8) 理事		20名以内
(9) 専門委員会委員長	専門委員会各	1名
(10) 学連委員長		1名
(11) 学連副委員長		1名
(12) 学連代表委員		5名
(13) 学連委員	加盟大学各	1名
(14) 監事		2名

(名誉会長)

第11条 名誉会長は、中国バレーボール連盟（以下「中国連盟」という。）会長に会長が委嘱する。

2 名誉会長は、本連盟の重要事項について、会長の諮問に応じ必要であれば会議に出席し意見を述べることができる。

(顧問)

第12条 顧問は、中国連盟副会長に会長が委嘱する。

2 顧問は、本連盟の重要事項について、会長の諮問に応じ必要であれば会議に出席し意見を述べることができる。

(参与)

第13条 参与は、中国連盟理事長・常務理事に会長が委嘱する。

2 参与は、本連盟の重要事項について、会長の諮問に応じ必要であれば会議に出席し意見を述べることができる。

(会長)

第14条 会長は、理事会において推薦し、総会において選任する。

2 会長は、本連盟を代表し会務を統括する。

(副会長)

第15条 副会長は、会長が推薦し、総会において選任する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代行する。

(理事)

第16条 理事は、学連代表理事・学識経験者理事及び学生理事によって構成し、会長が委嘱する。

2 理事の20名の構成は下記による。

(1) 学連代表理事	5名
(2) 学識経験者理事	13名以内
(3) 学生理事	2名

- 3 学連代表理事は、県学連より1名の推薦を受け総会において選任する。原則として県学連理事長が学連代表理事となる。
- 4 学識経験者理事は、総会において選任する。
- 5 学生理事は、学連委員長及び副委員長を総会において選任する。

(理事長・副理事長)

第17条 理事長は、理事の互選により選出し、会長が委嘱する。

- 2 副理事長は、理事のなかから理事長が推薦し理事会が選任した者と、学生委員長もって構成し、会長が委嘱する。
- 3 理事長は、総会及び理事会の決議並びに本規約に基づき会長を補佐し、理事会を統括して会務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在のときはあらかじめ会長が指名した順序により、理事長の職務を代行する。

(専門委員会委員長・専門委員)

第18条 専門委員会委員長は、理事のなかから理事会の推薦により選出し、会長が委嘱する。

- 2 専門委員会委員長は、各専門委員会間の兼務を問わない。
- 3 専門委員会副委員長及び委員は、各委員長の推薦を受け理事会において選任し、会長が委嘱する。なお、副委員長・委員は理事である必要はない。

(学連委員長・学連副委員長)

第19条 学連委員長は、学連代表委員の互選により選出し、会長が委嘱する。

- 2 学連副委員長は、学連委員長が推薦し、学連代表委員会が選任し、会長が委嘱する。

(学連代表委員・学連委員)

第20条 学連代表委員は、県学連の学連委員の互選により選出し、会長が委嘱する。

- 2 学連委員長及び副委員長が所属する県学連は、他に学連代表委員を県学連の学連委員の互選により選出し、会長が委嘱する。
- 3 学連委員は、加盟大学を代表する学生委員とし、各大学から1名選出する。なお、男女加盟する大学は、それぞれ学連委員を選出しなければならない。
- 4 学連代表委員及び学連委員は、所属する県学連の事業推進に必要な業務を遂行しなければならない。

(監事)

第21条 監事は、理事会において推薦し、総会において選任する。

- 2 監事は、本連盟の財産の状況を監査するとともに、理事の業務執行の状況を監査し必要に応じ、総会及び理事会に対し監査結果を報告する。

(役員の任期)

第22条 各役員の任期は、学識経験者役員2年、学生役員は1年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員補充により就任する役員の任期は、前任役員の残任期間とする。

第5章 会議

(会議の種類)

第23条 本連盟の重要事項を審議するため、下記の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 学連代表委員会
- (4) 学連委員会
- (5) 専門委員会

(総会)

第24条 総会は、理事及び学連代表委員により組織し、本連盟の最終決議機関となる。

- 2 通常総会は、年1回会長が召集し、議長となる。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、会長が召集し、議長となる。
- 4 理事及び学連代表委員の2/3の要求があったときは、1ヶ月以内に会長は臨時総会を開催しなければならない。

(総会の決議)

第25条 総会は、理事及び学連代表委員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決議する。可否同数場合は議長が決するところによる。なお、あらかじめ書面をもって委任状を提出した者は出席とみなす。

(総会の決議事項)

第26条 総会は、下記の事項を決議する。

- (1) 会長・副会長・理事・監事の選任
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 本連盟の主管大会
- (5) 本連盟の重要な規約の新設・改廃
- (6) その他、本連盟の事業に関する重要事項で理事会が必要と認めたもの

(理事会)

第27条 通常理事会は、年2回会長が招集し、議長となる。

- 2 臨時理事会は、会長が必要と認めるとき、会長が招集し議長となる。
- 3 理事の過半数から理事会に提議する事項を示し、招集を請求されたときは、その請求から3週間以内に、臨時理事会を会長が招集し、議長となる。

(理事会の決議)

第28条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決議する。可否同数の場合は議長が決するところによる。なお、あらかじめ書面をもって委任状を提出した者は出席とみなす。

(理事会の決議事項)

第29条 理事会は、総会決議事項を事前に審議する。ただし、次に掲げる事項については、総会の決議を要さず、最終決議とすることができる。

- (1) 理事長・副理事長・専門委員会委員長・専門委員の選任
- (2) 本連盟の規約に定める規程・附則・細則の新設・改廃
- (3) 学連代表委員会の決議事項の採否決定
- (4) 各専門委員会の決議事項の採否決定
- (5) 本連盟の加盟・脱退の承認
- (6) その他、総会の決議により委任された事項

(学連代表委員会)

第30条 学連代表委員会は、年1回通常理事会当日、学連委員長が招集し、議長となる。

- 2 学連代表委員会は、学連役員の選任及び県学連から提議された重要案件を学生の立場で審議し、必要と思われる案件を理事会に提議する。
- 3 学連代表委員会は、学連代表委員の過半数の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって決する。なお、あらかじめ書面をもって委任状を提出した者は出席とみなす。また、議決が可否同数の場合は議長が決するところによる。
- 4 学連代表委員の過半数から学連代表委員会に提議するする事項を示し、招集を請求されたときは、3週間以内に臨時学連代表委員会を学連委員長が招集し、議長となる。

(学連委員会)

第31条 学連委員会は、年1回学連委員長が学連委員を招集し、議長となる。

- 2 学連委員会は、本連盟の運営の円滑化し資するために、下記の事項について周知・検討し、必要と思われる案件を、学連代表委員会に提議する。
 - (1) 本連盟の総会・理事会及び全日本学連総会の報告・依頼事項等
 - (2) 学連委員は、所属する大学の意見をとりまとめ、それを代表する。
 - (3) 学連委員会は、学連委員の過半数の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数場合は、議長が決するところによる。なお、あらかじめ書面をもって委任状を提出した者は出席とみなす。

(専門委員会)

第32条 本連盟は、次の専門委員会を置き、それぞれの専門事項を処理する。

- (1) 総務委員会
 - (2) 競技委員会
 - (3) 審判委員会
 - (4) 広報委員会
 - (5) 男子強化委員会
 - (6) 女子強化委員会
 - (7) ビーチバレーボール委員会
- 2 専門委員会の業務・運営については、別途理事会の議決を経て定める専門委員会規程によるものとする。
 - 3 専門委員会の決定事項は、理事会の承認を要する。

(議事録)

第33条 本連盟のすべての会議は議事録を作成の上、5年間保存するとともに本連盟の役員あるいは登録された大学からの要請があった場合には、閲覧に供されなければならない。

- 2 特に理事会の議事録は、本連盟に登録されたすべての大学に送付しなければならない。
- 3 議事録及び事務取扱は、学連委員が行う。

第6章 会計

(会計年度)

第34条 本連盟の会計年度は毎年1月1日より同年12月31日までとする。

(資産)

第35条 本連盟の資産は次の収入より成るものとする。

- (1) 本連盟への加盟料及び登録料
- (2) 本連盟主催の事業に伴う収入
- (3) 本連盟の資産から生ずる収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(収支予算及び決算)

第36条 本連盟の収支予算は、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

- 2 本連盟の収支決算は、総務委員会会計担当の責任において、正確に記帳・保管され、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

第7章 賞罰

(表彰)

第37条 本連盟のため、特に顕著な貢献をした者を総会の決議により表彰することができる。

(懲罰)

第38条 本連盟の名誉を著しく毀損し、または、本連盟の規約及び決議に従わない本連盟加盟大学の部長、監督、コーチ、トレーナー、マネージャー、選手（以下「構成員」という。）として、登録されている者及び本連盟の役員に対し、総会の決議により次の懲罰を課す事ができる。

- (1) 誠告 (口頭による嚴重注意)
- (2) 譴責 (始末書の提出を課す)
- (3) 権利停止 (大会等出場停止)
- (4) 除名 (加盟団体除名)
- (5) 罷免 (チーム役員解任・本連盟役員解任)
- (6) その他処分 (団体・個人に対し、過失の状況に応じた処分)

- 2 本連盟の構成員及び役員は、全日本大学バレーボール連盟暴力及びハラスメント並びに法的違反行為に関する規程を適用される。

第8章 補則

(規約の改正または変更)

第39条 本連盟の規約は、理事会の審議を経て、総会の決議により改廃することができる。

- 2 本連盟の規約の実施のために必要な規程、内規、細則及び附則は、理事会の決議により改廃することができる。

(委任状による出席及び議決権)

第40条 本連盟規約第25条の総会の決議、第28条の理事会の決議、第30条第4項の学連代表委員会、及び第31条第3項の学連委員会に出席を要する者は、委任状をもって代理出席者を指名し、会議に出席することを認める。委任状をもって出席した者は、当該会議の議決に対し議決権を有する。

附則

2014年1月26日 改正

2017年5月26日 改正

中国大学バレーボール連盟 専門委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、中国大学バレーボール連盟（以下「本連盟」という。）規約第32条2項の規定に基づき、本連盟の専門委員会の業務・運営に関し必要な事項を定め、本連盟の発展に寄与することを目的とする。

(委員会の名称・設置)

第2条 専門委員会は、本連盟規約第32条の定められている総務委員会、競技委員会、審判委員会、広報委員会、男子強化委員会、女子強化委員、ビーチバレーボール委員会（以下「委員会」という。）とし、それぞれの専門事項を処理する。

2 前項に定められた委員会のほかに、本連盟の業務遂行のために必要があるときは、本連盟の理事会の決議により新たに専門委員会を設置することができる。

3 専門委員会は、別表に定める事項について分掌する。

(委員会の開催)

第3条 各専門委員会は、それぞれ委員長が招集し、議長となる。

(決議の方法)

第4条 会議の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 専門委員会の決定事項は、理事会の承認を要する。

(報告)

第5条 委員会の会議報告は、会議終了後すみやかに書面にて学連事務局に提出する。

2 この報告書は、5年間学連事務局に備え置かなければならない。

(規定の変更)

第6条 この専門委員会規定は、理事会の決議により変更することができる。

附則

2017年5月26日 制定

別表（第2条関係）

委員会名	分 掌 事 項
1. 総務委員会	1 本連盟の運営方針に関する事 2 本連盟の規程その他諸規程の制定改廃に関する事 3 事務局運営に関する事 4 表彰・慶弔に関する事 5 渉外に関する事 6 組織に関する事 7 倫理に関する事 8 経理事項に関する事（予算編成・予算執行・決算） 9 加盟、脱会に関する事 10 加盟金・登録に関する事 11 各委員会の連絡・調整に関する事 12 その他、他の委員会に属さない事
2. 競技委員会	1 競技会等の実施、運営に関する事 2 その他、競技に関し、必要と認める事
3. 審判委員会	1 競技会等の審判、技術統計に関する事 2 審判技術の研究、指導に関する事 3 審判員、技術統計判定員の養成に関する事 4 その他、審判に関し、必要と認める事
4. 広報委員会	1 本連盟の普及に関する事 2 本連盟の行事の周知徹底を図るため報道機関との連携強化に関する事 3 その他、広報に関し、必要と認める事
6. 男子強化委員会	1 選手強化に関する事 2 強化指導に関する事
7. 女子強化委員会	3 バレーボールの普及・発展のための諸施策の検討に関する事 4 その他、競技に関し、必要と認める事
8. ビーチバレーボール委員会	1 ビーチバレーボールの選手強化・指導に関する事 2 ビーチバレーボールの普及・発展のための諸施策の検討に関する事 3 その他、ビーチバレーボールに関し、必要と認める事